

令和 8 年度
境港警察署屋外給水管改修工事

図 番	図 名	縮 尺
M－O 1	表紙、図面リスト	——
M－O 2	特記仕様書・附近見取図・配置図	1/500
M－O 3	屋外給水配管図（北側）	1/200
M－O 4	屋外給水配管図（南側）	1/200
M－O 5	屋外給水配管撤去図（北側）	1/200
M－O 6	屋外給水配管撤去図（南側）	1/200

[illegible]

1 一般事項

(1) 現提證明書

- (1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（令和7年版）」（以下「監理指針」という。）を適用する。
- (3) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書、改修標準仕様書及び監理指針を適用する。

- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（令和7年版）」（以下「監理指針」という。）を適用する。

- (3) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書、改修標準仕様書及び監理指針を適用する。

2 特記事項

- (1) 官公署その他への手続
工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。
- (2) 機材等
本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。
- (3) 機材の品質・性能証明
J I Sマーク等のある機材を使用する場合は、標準仕様書第1編第1章第4節1. 4. 2 (3) の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。
- (4) 施工図等
提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は発注者に移譲するものとする。
- (5) 完成写真等
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 令和5年版」によるほか、監督職員の指示による。完成写真 (2部)、工事写真 (1部) を提出する。
- (6) 完成図等
次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。
 - ・完成図、施工図 (C A Dデータ、P D Fデータ) 1部
 - ・完成図2つ折製本 (A 3判) 2部
 - ・完成図 (A 4版市販ファイル) : 完成写真、完成図A 4折、施工図、主要機器図、試験成績書 2部
 - ・保守用説明書 (A 4版市販ファイル) : 保守に関する指導案内書、機器取扱説明書、主要機器一覧表 2部
 - ・保証書 1部
 - ・官公署届出書類 1部
- (7) 技能士の適用
配管1級、熱絶縁施工2級
- (8) 電気保安技術者
適用しない。
- (9) 工事用水・電力
本工事に必要な工事用水、電力などの費用はすべて請負者の負担とする。
- (10) 表示板
設ける。(寸法等は下図による。)
- (11) 補修など
工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- (12) 火災保険等
工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に参加する。
(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで〔概ね工期+21日〕とする。)

工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。

- (2) 機材等
本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。
- (3) 機材の品質・性能証明
J I S マーク等のある機材を使用する場合は、標準仕様書第 1 編第 1 章第 4 節 1. 4. 2 (3) の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。

本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。

- (3) 機材の品質・性能証明
JISマーク等のある機材を使用する場合は、標準仕様書第1編第1章第4節1. 4. 2 (3) の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。

ＪＩＳマーク等のある機材を使用する場合は、標準仕様書第１編第１章第４節１．４．２（３）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。

- (4) 施工図等
提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。

提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は発注者に移譲するものとする。

- (5) 完成写真等
国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 令和5年版」によるほか、監督職員の指示による。完成写真（2部）、工事写真（1部）を提出する。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 令和５年版」によるほか、監督職員の指示による。完成写真（２部）、工事写真（１部）を提出する。

- (6) 完成図等
- 次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。
- ・完成図、施工図（C A Dデータ、P D Fデータ） 1部
 - ・完成図2つ折製本（A 3判） 2部
 - ・完成図（A 4版市販ファイル）：完成写真、完成図A 4折、施工図、主要機器図、試験成績書 2部
 - ・保守用説明書（A 4版市販ファイル）：保守に関する指導案内書、機器取扱説明書、主要機器一覧表 2部
 - ・保証書 1部
 - ・官公署届出書類 1部

次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。

- ・完成図、施工図（CADデータ、PDFデータ） 1部
- ・完成図2つ折製本（A3判） 2部
- ・完成図（A4版市販ファイル）：完成写真、完成図A4折、施工図、主要機器図、試験成績書 2部
- ・保守用説明書（A4版市販ファイル）：保守に関する指導案内書、機器取扱説明書、主要機器一覧表 2部
- ・保証書 1部
- ・官公署届出書類 1部

- ・完成図2つ折製本（A3判） 2部

- ・完成図（A4版市販ファイル）：完成写真、完成図A4折、施工図、主要機器図、試験成績書 2部

- ・保守用説明書（A 4 版市販ファイル）：保守に関する指導案内書、機器取扱説明書、主要機器一覧表 2 部

- ・保証書 1部

- ・官公署届出書類 1部

- (7) 技能士の適用
配管 1 級、熱絶縁施工 2 級

配管 1 級、熱絶縁施工 2 級

- (8) 電気保安技術者
適用しない。

適用しない。

- (9) 工事用水・電力
本工事に必要な工事用水、電力などの費用はすべて請負者の負担とする。

本工事に必要な工事用水、電力などの費用はすべて請負者の負担とする。

- (10) 表示板
設ける。(寸法等は下図による。)

設ける。(寸法等は下図による。)

- (11) 補修など
工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。

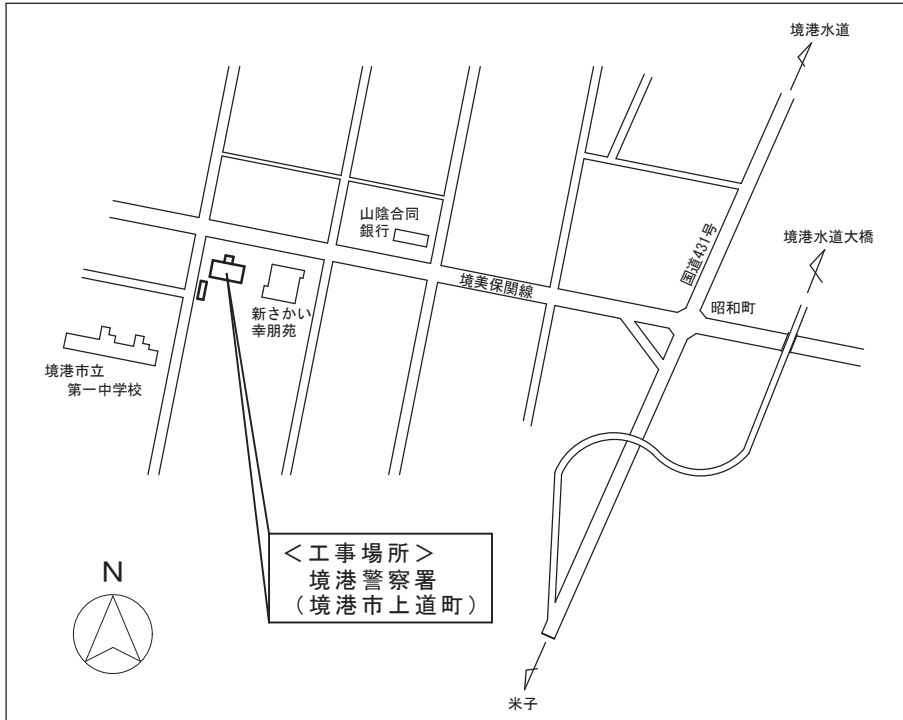
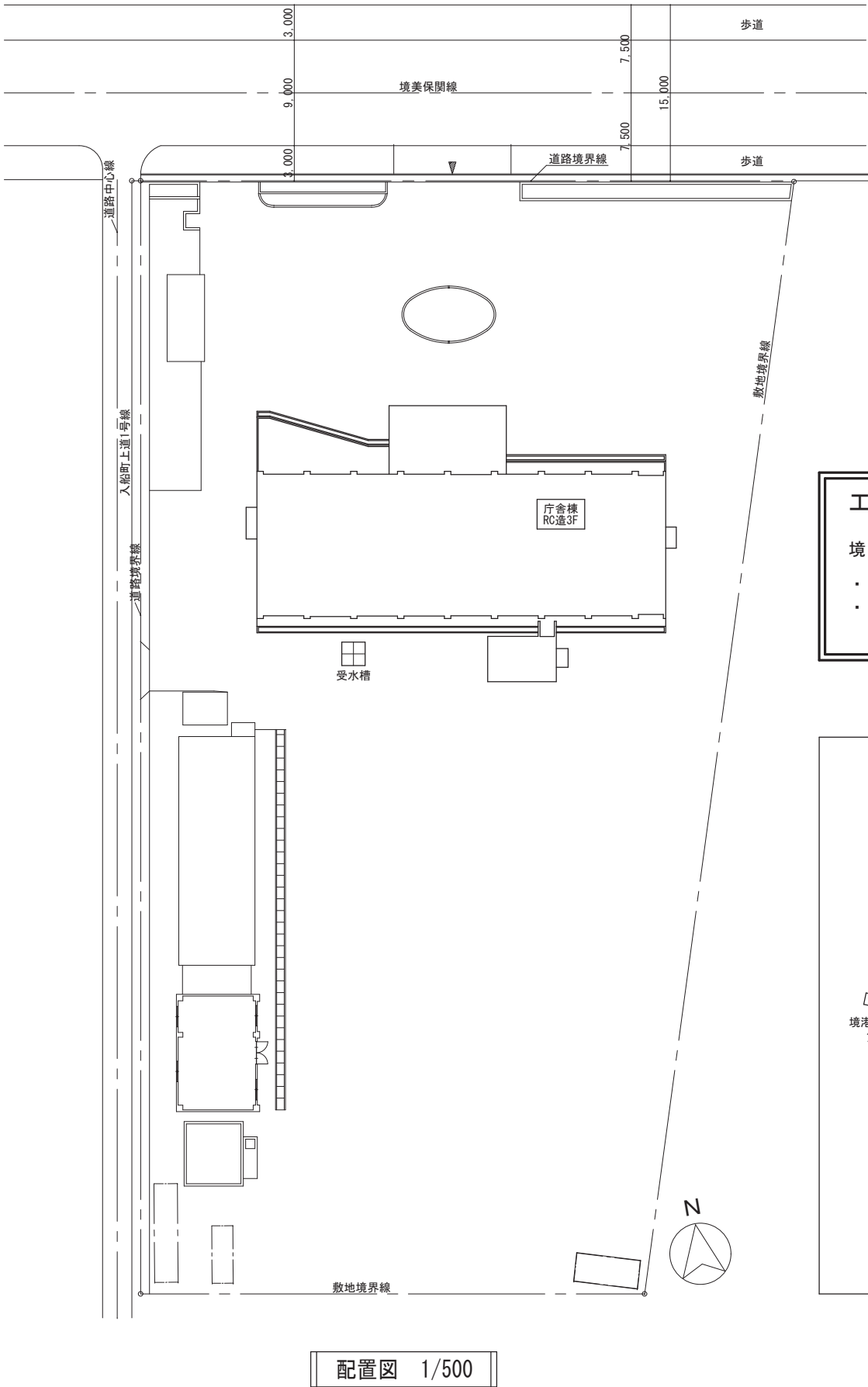
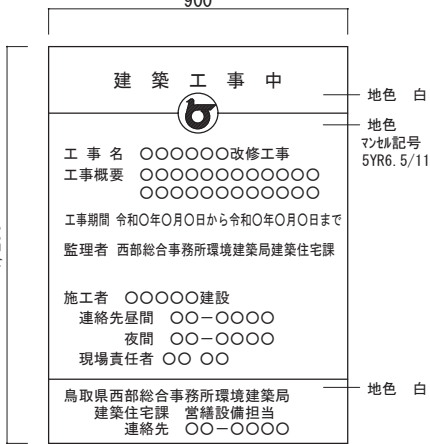
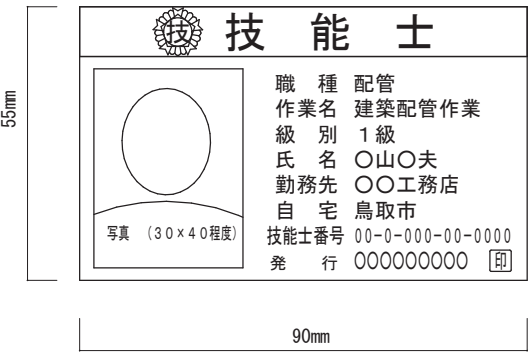
工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。

- (12) 火災保険等
工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に参加する。
(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで〔概ね工期+21日〕とする。)

工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に参加する。
(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで〔概ね工期+21日〕とする。)

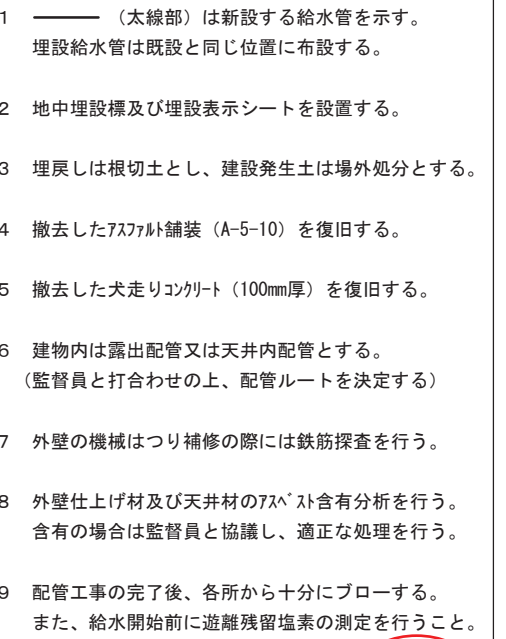
※ 技能士名札参考図

※ 工事表示板（書体は角ゴシックとする）



鳥取県
令和8年度
西部環境建築局

[illegible]



鳥取県
令和8年度
M-03
西部環境建築局



[illegible]